

# 事務事業評価資料

施策名	高齢者の自立支援		所管部局課名	健康福祉部社会福祉局高齢社会課					
事業名	低所得者に対する介護サービス利用者負担額軽減		担当者電話番号	計画係 078-362-9035					
事業目的	低所得者であっても介護保険制度を適正に利用できるようにする。								
事業内容	介護サービス事業者が低所得である利用者の負担額の軽減に要した費用の一部を、国・県・市町で補助する。			事業開始年度	平成12年度				
事業に要するコスト	区分	平成19年度決算額		平成20年度当初予算額		平成21年度当初予算額			
	事業費	(18,702 千円) 56,106 千円		(14,927 千円) 44,779 千円		(7,548 千円) 22,642 千円			
	人件費	3,566 千円	従事人員 0.4人	3,389 千円	従事人員 0.4人	3,344 千円 0.4人			
	総コスト ( + )	59,672 千円	従事人員 0.4人	48,168 千円	従事人員 0.4人	25,986 千円 0.4人			
事業の目標	対象となる低所得者全員に軽減措置			[目標設定理由]低所得者であっても必要な介護サービスを提供する必要があるため					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		19年度実績	20年度見込み	21年度目標	達成率 (%)		
		目標値	年度				H19	H20	H21
	軽減対象者	3,408 人	21 年度	4,851 (12 千円)	5,009 (9 千円)	3,408 (7 千円)	100.0%	100.0%	100.0%
評価結果	必要性	・低所得者が経済的理由によりサービス利用を手控えることがないよう、一定の配慮が必要である。							
	有効性	・対象となる低所得者全員に対して軽減措置を行っている。							
	効率性	・介護保険サービスを利用した場合の自己負担分(1割負担)を軽減する措置であり、制度の仕組みは変わらないことから、実質的なコストは一定している。							
	民間・市町との役割分担	・国1/2、県1/4、市町1/4の負担割合で、経費を負担し合っており、適切な役割分担が図られている。							
	受益と負担の適正化	・介護保険サービス利用時の自己負担額が重荷となる低所得者に限り、原則1/4を軽減する仕組みであり、引き続き最低限の自己負担は求めている。 ・社会福祉法人についても、1%控除+原則1/2を軽減する仕組みであり、応分の負担を求めている。							
実施方針	方向性	新規 廃止	拡充 <u>縮小</u>	継続 統合	凍結(休止)	実施手法の見直し 延長 終期設定			
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更 事務改善 その他			
説明	補助対象者の所得基準に関する経過措置期間がH20.6で満了したことを踏まえ、本来の制度対象となる低所得者のみを対象として、引き続き事業を継続する。								